

# 知ってる？共済Q&A



## 定年退職するとき

もうすぐ定年退職します。退職後の医療保険への加入はどのようなのでしょうか？  
手当金などの給付はどのようなのですか？



### 選択肢はさまざま

退職後の医療保険には、さまざまな選択肢があります。医療の給付や保険料などを十分に検討し、どの制度に加入するかを決めることが大切です。

#### 再就職するとき

再就職する方は、就職先の医療保険に加入します。何らかの事情で加入できないときは、次の「再就職しないとき」と同じ条件になり、4つの選択肢のいずれかを選びます。

#### 再就職しないとき

##### ① 共済組合の任意継続組合員

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった人は掛金（負担金分も含む）を負担することにより最長2年間、共済組合の任意継続組合員になることができます。希望される方は、退職日から20日以内に所属所を経由して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

##### <医療の給付>

任意継続組合員とその被扶養者は、これまでと同様の医療の給付を受けられますし、福祉事業（貸付事業の一部及び貯金事業）の一部も利用できます。ただし、傷病手当金（任意継続組合員となつての傷病に係るもの）及び出産手当金（経過措置に該当する場合を除く）及び各種休業手当金

は支給されません。

##### ② 国民健康保険（国保）に加入

共済組合員または任意継続組合員の資格を失った日から14日以内に、居住地の市町村に届け出て国保の被保険者になります。

##### <医療の給付>

国が定めた医療の給付（法定給付）を受けます。自己負担は3割（就学前児童は2割、70歳以上は所得により1割または3割）です。

保険料は居住地の市町村で異なります。40～64歳の方は、介護保険料も上乘せ徴収されます。

##### ③ 国保の退職者医療制度

国保加入者のうち、退職共済年金の受給権者で組合員期間が通算20年以上（または40歳以降通算10年以上）ある方は、74歳まで退職者医療制度で医療を受けます。年金証書が届いた日から14日以内に、居住地の市町村で手続きをしてください。医療の給付と保険料は国保と同じです。

##### ④ 被扶養者になる

家族（子どもなど）の被扶養者となることもできますが、認定には所得などの制限があります。詳しくは、扶養者となる人が加入している医療保険に問い合わせてください。

※長寿医療（後期高齢者医療）制度に該当する方（75歳以上の方など）を除きます。

### 退職時に受けていた傷病手当金など

1年以上組合員だった人が退職時に傷病手当金を受けていた場合、決められた期間（受給開始から1年6カ月〔結核は3年〕）が終了するまで、引き続き傷病手当金が支給されます。また、退職後6カ月以内に出産したときには出産費が、組合

員だった人が退職後3カ月以内に死亡したときは、埋葬料の対象となります。

※年金関係の手続きなど、退職時にはさまざまな手続きが伴います。詳細は所属所共済事務担当課または、共済組合までお問い合わせください。